

## 児童手当について お知らせ

●対象 中学校修了前の児童を  
養育している方

●支給額(児童1人あたり月額)

・3歳未満 1万5000円

・3歳以上小学校修了前

第1子、第2子 1万円

第3子以降 1万5000円

・中学生 1万円

☆所得制限額以上の方の場合は  
一律5000円

☆所得上限額以上の場合支給な  
し(制度改正に伴い変更)

※下記の所得表参照

●支給月

・令和4年6月(令和4年2月  
から5月分)

・令和4年10月(令和4年6月  
から9月分)

・令和5年2月(令和4年10月  
から令和5年1月分)

★次の方は手続きが必要です。

①出生などにより、新たに養育  
する児童ができた方、養育す  
る児童が増えた方。

②他の市町村から転入された方  
で、養育する児童がいる方。

(原則、申請した月の翌月分か  
ら支給となります。出生や転

入などの場合は15日以内に申  
請してください。)

③受給者の加入する年金が変  
わったとき(受給者が公務員に  
なった時を含む)

※申請書は町民課戸籍年金係で  
もお預かりします。

※申請には申請者名義の通帳の  
写しが必要です。

※公務員の方で手続きが必要な  
場合は、勤務先にご確認ください。

※子育て支援のために、児童手  
当を町に寄付することができ  
ます。希望の方はお問い合わせ  
ください。

※子育て支援のために、児童手  
当を町に寄付することができ  
ます。希望の方はお問い合わせ  
ください。

■令和4年6月から児童手当  
(10月支給分)の制度が一部変  
更になります。

1 特例給付の支給に係る所得  
上限額が設けられます。

令和4年10月支給分から、児  
童を養育している方の所得が下

記表の②以上の場合、児童手当  
等は支給されません。(ご確認  
ください)

※児童手当等が支給されなく  
なったあとに所得が②を下  
回った場合、改めて認定請求  
書の提出等が必要となります

※児童手当等が支給されなく  
なったあとに所得が②を下  
回った場合、改めて認定請求  
書の提出等が必要となります

ので、ご確認ください。

※その他詳細は町ホームページ  
をご覧ください。

2 一部の方を除き毎年6月に  
提出していた現況届が原則不要  
となります。

※制度改正について受給者に詳  
しい内容を後日郵送いたしま  
すのでご確認ください。

《所得の目安(単位:万円)》

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

【問い合わせ】

健康福祉課子育て支援係  
86-0212

## 6月の窓口延長・相談日・開催日

●窓口業務時間延長(午後7時まで)  
毎週月曜日(祝日の場合は翌開庁日)

●弁護士相談

日時:1日(水)午後2時10分~4時10分

場所:老人福祉センター「八乙女荘」

※相談日の前々日午後5時までにご予約ください。

問い合わせ:白鷹町社会福祉協議会 ☎86-0150

●婚活応援室

日時:毎週火曜日 午後1時30分~8時

会場:「K's space」(山口・喜多楼となり)

問い合わせ:健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212

●農業委員会

総会開催日:27日(月)午後3時~

受付締切日:10日(金)

問い合わせ:農業委員会農地調整係 ☎85-6128

●山形県救急電話相談

小児救急(15歳未満):

プッシュ回線・携帯電話#8000、ダイヤル回線・IP  
電話・PHS 023-633-0299

大人の救急(15歳以上):

プッシュ回線・携帯電話#8500、ダイヤル回線・IP  
電話・PHS 023-633-0799

日時:毎日午後7時~翌朝8時

## 子育て支援住宅入居者を募集します

子育て世帯が安心して生み育てやすい環境作りのため、新たに整備した住宅の入居者を募集します。

- 所在地：白鷹町大字鮎貝7341番地
- 募集戸数：2戸（白鷹町外在住者向け）
- 住宅形式：寝室2部屋＋リビングダイニングキッチン＋浴室
- 家賃
  - ・2子までを扶養する世帯…35,000円
  - ・3子以上を扶養する世帯…30,000円
- 入居資格：次の全てを満たすこと
  - ①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）
  - ②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が313,000円を超えないこと
  - ③自らが居住するために住居を必要としていること
  - ④市町村民税を滞納していないこと
  - ⑤暴力団関係者ではないこと



- 期限付入所：1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。
- 申し込みに必要な書類
  - 入居者全員の所得がわかる書類（源泉徴収票の写しなど）、住民票謄本、入居予定者全員の最新の市町村民税納税証明書をご準備のうえ、建設課管理係までお申し込みください。
- その他：申込者多数の場合は抽選により決定します。

《共通事項》

- 募集期間：5月16日（月）～5月31日（火）  
午後5時まで ※土日祝日を除く
- 入居者の決定：6月下旬
- 入居可能時期：7月中旬
- 敷金：家賃の3ヶ月分

【申込・問い合わせ】 建設課管理係  
☎ 85-6140

## マイナンバーカードの申請受付をスピカの店内で行います

お買い物のついでに、マイナンバーカードの申請をしてみませんか？

- 期間 5月21日（土）・5月22日（日）  
5月28日（土）・5月29日（日）
- 時間 午後2:00～午後5:00
- 申請受付場所 スピカ店内（ゲームコーナー西側の休憩スペース）
- 次のものをご持参いただくと申請できます。
  - ①本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの身分証明書＋健康保険証）  
※顔写真付きのものがない方は、健康保険証  
・医療受給者証・年金手帳など2点  
（学生の場合は学生証＋健康保険証など）
  - ②通知カード（右記参照）
  - ③マイナンバーカード申請書  
※通知カードの下の部分（右記参照）か、  
今年の1月～3月頃に封書で送付された申請書  
※一部対象者を除く（対象者についての詳細はお問い合わせください）  
※申請書が見当たらない方は、申請日の前日までお電話をいただければ、申請書を準備いたします。

【問い合わせ】 町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

手続き約10分！  
顔写真も無料撮影！



【通知カード（緑色）】



【申請書（白色）】